

平成 23 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)
先進的次世代車普及促進事業(ハイブリッドオフロード車導入事業分)

1次募集について(公募要領)

平成 23 年 4 月
環境省水・大気環境局
自動車環境対策課

環境省では、平成 23 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）により、先進的次世代車普及促進事業を行うこととしております。

本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気分野〔民間団体〕）先進的次世代車普及促進事業実施要領」（以下、「実施要領」という。）に従って手続き等を行っていただくこととなります。

公募要領目次

I. 先進的次世代車普及促進事業について

1. 事業の背景、概要及び目的
2. 補助対象となる事業等について
3. 補助対象事業の選定について
4. 応募の方法について

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

(別表)ハイブリッドオフロード車の補助対象機種について

(参考資料)補助事業における利益等排除について

I. 先進的次世代車普及促進事業について

[平成 23 年度予算額 : 約 1.8 億円]
[うち ハイブリッドオフロード車
導入事業分予算額 : 1.5 億円]

1. 事業の背景、概要及び目的

エネルギー効率が高く、CO₂ の排出が少ない次世代自動車等の導入を積極的に推進していくことは、運輸部門における環境対策、特に CO₂ 排出抑制に大きな効果が得られるものであります。

平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、オフロード車にあっては、2030 年において全建設機械の販売に占めるハイブリッド車等の割合を 4 割とすること、乗用車にあっては、新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020 年までに最大で 50%、2030 年までに最大で 70%とすることを目指すこととしています。

また、同じく平成 22 年 6 月に閣議決定された新成長戦略では、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略として 2020 年までに、『50 兆円超の環境関連新規市場』、『140 万人の環境分野の新規雇用』、『日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当)を目標とする』こと及び国家戦略プロジェクトとして『環境未来都市』構想を推進することを掲げており、そのための重要なツールとして次世代自動車位置づけられています。

これらのことから、次世代自動車等の更なる導入促進を図ることが必要不可欠であり、とりわけ、低炭素化・低公害化が遅れており 1 台当たりの CO₂ 排出量が多いオフロード車については、大幅な燃料消費量削減が見込めるハイブリッドオフロード車の普及を図ることにより低炭素化と低公害化を加速すること、また、次世代自動車のなかでも、普及段階に至っていない究極の環境対応車と言われる燃料電池自動車や、水素自動車については、一層の普及を促進することが必要です。

このため、本事業では、ハイブリッドオフロード車等、先進的な次世代車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、初期の導入を促進し、本格的な普及につなげることにより、一層の CO₂ 及び大気汚染物質排出量の削減を図ります。

2. 補助対象となる事業等について

(1) 定義

この公募要領における用語の定義は、交付要綱及び実施要領に定めます。

<定義の一部抜粋>

「ハイブリッドオフロード車」とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 17 年法律第 51 号)(以下「オフロード法」という。)第 2 条第 1 項に規定する特定特

殊自動車のうち、オフロード法第12条第1項又は第2項の適用を受けるものであって、次のものをいう。

- ① 原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能（以下「エネルギー回生機能」という。）を備えたショベル・ローダであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの
- ② 原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、エネルギー回生機能を備えたフォーク・リフト

（2）対象となる事業について

- ① 先進的次世代車普及促進事業のうち、ハイブリッドオフロード車導入事業（※新車での導入に限ります。なお、補助対象機種は別表のとおりです。）

<注意事項>

ハイブリッドオフロード車の導入に対し、他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいいます。）を受けた事業は交付の対象となりませんので、ご注意下さい。

（3）対象事業者

次に該当するものとします。

- ① 民間企業

（リース・レンタル事業者を含みます。ただし、リース事業者にあつては、補助金相当額がリース料の低減に反映されることが必要です。詳細は実施要領をご覧ください。）

（4）補助対象経費

- ① 対象経費・交付額

ハイブリッドオフロード車として設計、製造されたものを導入する場合の車両本体価格と、同種の通常型オフロード車を導入する場合の車両本体価格との差額から寄付金その他の収入額を控除した額と、実施要領で定める基準額のいずれか少ない額の2分の1を補助します。

（5）補助金の交付等について

- ① 補助対象事業の完了後、実績報告書を提出していただきます。
- ② 報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、交付すべき補助金額を確定させた後に補助金の支払いが行われることとなります。
- ③ 補助対象事業は、平成23年度内に完了させることが原則です。

（6）その他

以上（1）～（5）に掲げた要件等については、交付要綱及び実施要領によって詳細に定められますので、参照して下さい。

3. 補助対象事業の選定について

- (1) 一般公募を行い、選定します。
- (2) 応募者より提出された事業計画書等をもとに、厳正に審査を行い平成 23 年度に事業を実施する補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定（内示）します。※内示後の手続きは4.（4）を参照して下さい。
- (3) 先着優先を基本としますが、同一申請者による複数台の交付要望については、応募の状況により、内示台数を制限することがあります。

4. 応募の方法について

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類1部を、公募期間内に持参又は郵送により、管轄する地方環境事務所へ提出していただきます。提出物は、封筒に入れ、宛名面に「先進的次世代車普及促進事業応募書類」と赤字で明記してください。

応募書類の作成に当たっては、必ず、環境省ホームページから様式の電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。

応募に当たっては、下記留意事項にも従ってください。

- ① 応募は、ショベル・ローダ、フォーク・リフトそれぞれに分けて応募して下さい。
- ② 複数台の交付要望を一括して行う場合は、一括して要望する車両全てが、同一メーカー製の車両であることが必要です。
(リース会社による申請の場合はこの限りではありません。)

(2) 応募に必要な書類

- ① 要望書
- ② 交付要綱に定める事業計画書（交付要綱様式第1別紙1の2）
- ③ 実施要領に定める補助事業申請者に関する確認事項調書
- ④ 交付要綱に定める経費内訳（交付要綱様式第1別紙2の2の1）
- ⑤ 自動車リース事業者にあつては、実施要領に定める補助対象車の使用予定事業者に関する確認事項調書
- ⑥ 補助対象経費に係る見積書等の写し
- ⑦ 自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸契約書（案）の写し及び貸与料金の算定根拠明細書

また、内示後の正式申請の際には、次の書類も各1部必要になりますので、適宜御準備ください。

- ⑧ 交付申請書（交付要綱様式第1）
- ⑨ 実施要領に定める振込先調書

⑩ 申請者の組織概要、事業実績に関する資料

(事業概要、資本金及び資本構成(登記簿謄本)、直近2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書など)

(3) 公募期間等

① 第1次公募

(シヨベル・ローダ約52.5百万円分、フォーク・リフト約22.5百万円分)

:平成23年5月17日(火)～6月16日(木)17時必着

② 第2次公募(予定)

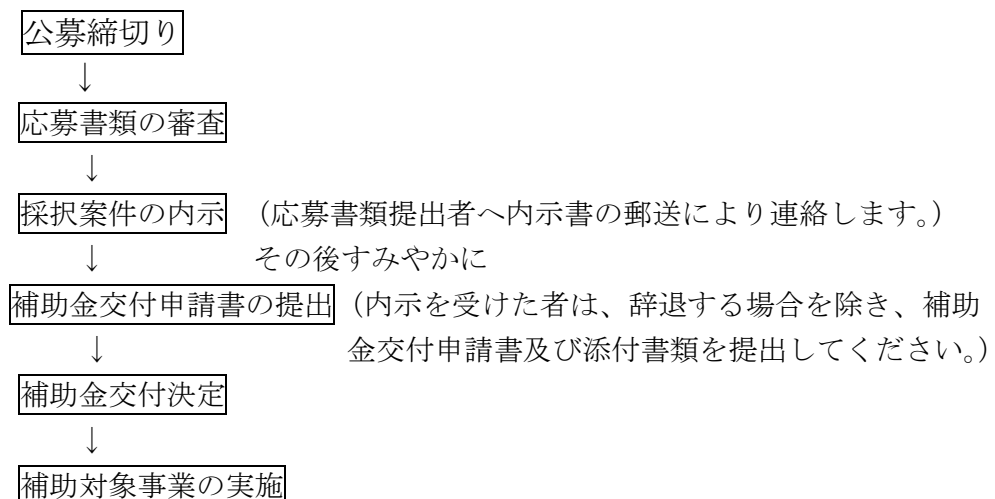
(シヨベル・ローダ約52.5百万円分、フォーク・リフト約22.5百万円分)

:第2四半期に実施予定です。

応募の状況に応じ、公募期間内に公募を締め切ることや、追加公募を行うことがあります。募集の実施状況については環境省ホームページを御確認ください。

(4) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後の概略スケジュールは以下のとおりです。



注) 原則、交付決定がされるまで、入札等の手続きはできませんので十分注意して下さい。

(5) 提出先

次表の区分により、応募者の事業所所在地を管轄する地方環境事務所へ応募書類を提出してください。

事務所名 管轄区域	所在地・連絡先
<u>北海道地方環境事務所 環境対策課</u> 北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階 TEL 011-299-1952 FAX 011-736-1234
<u>東北地方環境事務所 環境対策課</u> 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎6F TEL : 022-722-2873 FAX : 022-724-4311
<u>関東地方環境事務所 環境対策課</u> 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県	〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F TEL : 048-600-0815 FAX : 048-600-0517
<u>中部地方環境事務所 環境対策課</u> 富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL : 052-955-2134 FAX : 052-951-8889
<u>近畿地方環境事務所 環境対策課</u> 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマートビル8F TEL 06-4792-0703 FAX 06-4790-2800
<u>中国四国地方環境事務所 環境対策課</u> 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル1F TEL : 086-223-1581 FAX : 086-224-2081
<u>九州地方環境事務所 環境対策課</u> 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	〒862-0913 熊本市尾ノ上1-6-22 TEL 096-214-0332 FAX 096-214-0349

(6) 提出方法

原則として、持参又は郵送してください。郵送の場合は、郵送した旨を管轄する地方環境事務所へ電話にて御連絡ください。

II. 留意事項等について

1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、交付要綱、実施要領及びこの公募要領に定めるところによることとします。

2. 補助金の交付について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付要綱を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中（出納整理期を含む。）に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・補助対象経費には、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等）の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・入札等の手続きは環境省の交付決定日以降であること。
- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

3. 補助金の経理等について

(1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、収支簿を備え他の経理と明確に区分して経理し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を整備しておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を管轄の地方環境事務所長宛て提出していただきます。

事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【参考資料参照】。

(3) 補助金の支払い

補助事業者は、確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

(4) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び事業計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(5) その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。

(別表)ハイブリッドオフロード車の補助対象機種について

平成23年4月28日現在の補助対象機種は以下のとおりです。補助対象となる機種は随時追加されますので、最新の補助対象機種表は環境省のホームページからダウンロードして確認してください。

種別	補助対象機種 【ハイブリッドオフロード車】					比較対象機種 【通常型オフロード車】		備考
	メーカー名	オフロード法型式届出番号	車名	型式	呼称 (カタログ名)	型式 (呼称(カタログ名))		
シヨベル・ローダ	住友建機(株)	NV-13	住友	SH200-5	SH200HB-5	SH200-5 (SH200-5)	(油圧シヨベル)リフティングマグネット仕様	
	(株)小松製作所	NV-380	コマツ	PC210	PC200-8E0	PC197 (PC200-8N1)	(油圧シヨベル)バケット 山積容量 0.8m3	
					PC200LC-8E0	PC197 (PC200LC-8N1)		
		NV-860	コマツ	HB001	HB205-1	PC197 (PC200-8N1)		
					HB215LC-1	PC197 (PC200LC-8N1)		
	コベルコ建機(株)	NV-817	コベルコ	ECM-WA02	SK80H-2	KDN-YT05 (SK70SR-2)	(油圧シヨベル)バケット 山積容量 0.28m3	
	日立建機(株)	NV-963	日立	DCFA	ZH200-A	X200-3 (ZX200-3)	(油圧シヨベル)バケット 山積容量 0.8m3	
					ZH200LC-A	X200-3 (ZX200LC-3)		
	フォークリフト	(株)豊田自動織機	NV-677	トヨタ	887FD K45	88-7FD35	02-7FD35	定格荷重 3.5t
						88-7FDK40	02-7FD40	定格荷重 4.0t
88-7FDK45						02-7FD45	定格荷重 4.5t	
三菱重工業(株)		NV-764	三菱	EDM-F42	FD50NFH T	KDN-F28C (FD50NT)	定格荷重 5.0t	
					NV-765	三菱	EDM-F41	FD40NFH T
FD45NFH T	KDN-F19D (FD45NT)	定格荷重 4.5t						

(参考資料)補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利

益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3)補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

3. ハイブリッドオフロード車の導入事業における利益等排除の反映方法

ハイブリッドオフロード車の導入事業において、利益等排除の方法を適用する場合は、以下によります。

(1)ハイブリッドオフロード車の車両本体価格

導入を予定しているハイブリッドオフロード車の車両本体価格に、2. 利益等排除の方法を適用し、利益相当額の排除を反映します。

(2)同種の通常型オフロード車の車両本体価格

同種の通常型オフロード車を導入する場合の車両本体価格は、一般の取引価格とし、2. 利益等排除の方法は適用しないものとします。

(3)補助対象経費

(1)と(2)の差額が補助対象経費となります。さらに寄付金その他の収入額を控除した額と、実施要領で定める基準額とをそれぞれ比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて算出した額が交付額となります。